

諮問番号：令和元年度諮問第6号

答申番号：令和元年度川行審答申第7号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

扶養親族の否認の取消し、特別寡婦控除の否認の取消し、市民税・県民税2月随時請求の取消しを求める。

##### (2) 審査請求の理由

控除対象扶養親族の重複についてお尋ねをいただき、両者が扶養者であると回答したため、扶養親族を否認するとのお知らせが来た。しかし、子を扶養しているのは明らかに審査請求人であり、扶養親族の否認は誤りである。

ア 元夫から養育費の振込はあるが、より多くの養育費を審査請求人が支払っており、審査請求人が保護者として子を監護、養育、扶養しているのは明らかである。扶養親族が重複した際に生活状況の調査は全く実施されなかったが、調査していれば、明らかに審査請求人が扶養しているものと判断できたはずであり、収入の大小はその次の段階の判断基準であるため、明確な調査の実態もなく決定された本件処分は、適法とはいえない。

また、元夫からの養育費について、子一人当たり実質3万5千円であり、子一人につき3万5千円で生活していくことは不可能であるから、生活費の送金などといえる金額ではない。

イ 児童手当は審査請求人が受給しているが、児童手当の支給要件として、「中学校修了前までの児童を養育している方」となっている。すなわち、川崎市は審査請求人を養育者と認めていることになり、扶養控除対象者と児童手当受給者が違うというのは制度に矛盾している。

#### 2 審査庁の見解

##### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

本件処分は、当初賦課決定で認めていた審査請求人の扶養親族を否認したことに伴い、平成30年度の市民税・県民税の税額を変更し、その差額分の納付を求めたものである。したがって、審査請求人の2人の子（以下「子」という。）を審査請求人の扶養親族として認めないこととした処分庁の判定が適法かつ妥当であったかという点が主な争点となる。

ア 処分庁の判定について

(ア) 本件において、審査請求人は、子に係る扶養控除の適用はないが、納税義務者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額以下）を有することは、特別寡婦控除の適用要件であることから、当該生計を一にする子の有無は、所得控除の合計額に影響する。

寡婦（寡夫）控除は、寡婦（寡夫）となった者に対し、扶養親族を有することで発生する追加的費用等を参酌し税制上の配慮を行うものであると解されるどころ、二以上の市町村民税（道府県民税）の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合に、重複して寡婦（寡夫）控除を認める理由はないことから、このような場合には、「いずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす」とされているところである（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第3項及び第292条第3項）。

そして、扶養親族の要件として法が規定する「生計を一にする」は、必ずしも同一の家屋に起居していることではなく、これらの親族間において、常に生活費等の送金が行われている場合等にも、「生計を一にする」に該当するとされている（所得税基本通達2-47）。

本件では、元夫の給与支払報告書において、子が元夫の扶養親族として記載されていたことを踏まえ、処分庁が「市民税・県民税扶養親族等の重複扶養について（お尋ね）」（以下「本件お尋ね」という。）を両者に送付したところ、それぞれ自身を納税義務者として子に係る扶養控除を受けたい旨記載された回答の提出を受けたことから、処分庁は、両者それぞれについて子と「生計を一にする」と判断した上で、本件が地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項の「いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないとき」に該当したため、処分庁は、同項の当該二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等が最も大きいものの扶養親族とするとの規定に従い、両

者の前年の総所得金額等を比較し、子を前年の総所得金額等が大きい元夫の扶養親族であると判定する一方で、審査請求人については、扶養親族として認めないこととしたものと認められる。

(イ) 審査請求人は、元夫より多くの養育費用を支払っており、保護者として子を監護等しているのは明らかであるとし、生活状況の実態調査もなく決定された処分は、適法とはいえない旨主張している。

たしかに、資料によれば、審査請求人が親権者として子と起居を共にし、子に係る養育費用の多くを支払い、日常生活及び学校生活において子の保護者としての役割を担っていることは明白である。

しかしながら、税制上、重複扶養の場合において扶養親族の所属を判定するに当たっては、施行令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項の定めるところに従うほかないのであって、その判定に際して当該納税義務者に係る個々の養育状況、生活状況等の実態に関する調査を市町村長に義務付ける規定は、法及び施行令上存しない。

(ウ) 審査請求人は、元夫の毎月の送金事実を根拠に元夫と子が「生計を一にする」と判断したことに対し、子一人当たりの養育費は実質3万5千円であり、子一人につき3万5千円で生活していくことは不可能であるから、生活費の送金などといえる金額ではない旨主張している。

しかしながら、子どもの扶養義務は元々両親にあり、離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて養育費を分担することになることからすれば、そもそも養育費は、子どもに要する生活費等の全てを一方において賄うような性格のものであるとはいえない。

また、資料によれば、養育費の額は、元夫との裁判で和解案として提示された額であり、両者が当該額について合意した上で裁判所により和解調書が作成されたものと推察される。

処分庁は、裁判所の養育費・婚姻費用算定表から元夫の送金額が養育費の標準的な額に当たると判断したが、所得税基本通達に生活費等の具体的な額が示されていないことからすれば、処分庁が行った当該判断は妥当なものであり、特段不合理な点は認められない。

(エ) 以上から、子を審査請求人の扶養親族として認めないこととした処分庁の判定は、適法かつ妥当なものであると認められる。

イ 児童手当との矛盾について

(ア) 審査請求人は、児童手当については審査請求人を子の養育者と認め

ている一方で、所得控除については子を審査請求人の扶養親族として認めないことについて、両制度の取扱いに矛盾がある旨主張している。

(イ) この点、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第4項は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定している。

(ウ) 上記規定の趣旨について、厚生労働省局長通知（技術的助言）は、「離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること」としており、親が離婚をしている場合の児童手当の支給対象者は、当該児童の生計を維持する程度、すなわち所得額で比較するのではなく、いずれが当該児童と同居しているかで判定されることとなる。

(エ) そのため、扶養親族との同居を必ずしも要件としない所得控除における扶養親族の判定と、児童手当の支給対象者の判定が本件のように結果として異なる取扱いとなることは、児童手当の制度目的が児童の「家庭等における生活の安定に寄与する」（児童手当法第1条）ことにあることに照らせば、やむを得ないものというべきである。

(オ) したがって、児童手当の支給と所得控除の適用に係る審査請求人の主張には理由がない。

ウ 本件処分の税額の算定及び納税通知について

扶養親族の判定を踏まえて処分庁が行った本件処分の税額の算定及び納税通知に違法又は不当の理由となる点は認められない。

エ 上記以外の本件処分の違法又は不当性について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

## 2 理由

上記第2 2(2)と同様

## 第4 調査審議の経過

令和元年12月13日 諮問の受付

令和2年 1月23日 第1回審議

令和2年 3月 4日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 処分庁の判定について

本件において、審査請求人は、子に係る扶養控除の適用を受けるものではないが、納税義務者と生計を一にする子を有することは、特別寡婦控除の適用の要件となっており、当該生計を一にする子の有無は、所得控除の合計額に影響するものである。

この点、寡婦（寡夫）控除は、寡婦（寡夫）となった者に対し、扶養親族を有することにより発生する追加的費用等を参酌して税制上の配慮を行うもので、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、「いずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす」（法第23条第3項及び第292条第3項）とされている。

そして、扶養親族の要件である「生計を一にする」については、所得税基本通達2-47によると、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、親族間において、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」に該当するとされている。

本件では、処分庁は、審査請求人及び元夫の両者について子と「生計を一にする」と判断した上で、施行令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項の「いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないとき」に該当したため、前年の総所得金額等が最も大きいものを扶養親族とするとの同項の規定に従い、子を元夫の扶養親族であると判定する一方で、審査請求人については、扶養親族として認めないこととしたものと認

められる。

これに対し、審査請求人は、元夫より多くの養育費用を審査請求人が支払っており、審査請求人が保護者として子を監護、養育、扶養しているのは明らかであり、生活状況の実態の調査もなく決定されている処分は、適法とはいえない旨主張している。

しかし、税制上、重複扶養の場合において扶養親族の所属を判定するに当たっては、上記施行令の規定に従うほかないのであって、その判定に際して当該納税義務者に係る個々の養育状況、生活状況等の実態に関する調査を市町村長に義務付ける規定は、法及び施行令上存しない。

また、審査請求人は、元夫による毎月の送金の事実を根拠に元夫と子が「生計を一にする」と判断されたことに対し、子一人当たりの養育費は実質3万5千円であり、生活していくことは不可能であるから、生活費の送金などといえる金額ではない旨主張している。

しかし、そもそも養育費は、子どもに要する生活費等の全てを一方において賄うような性格のものではないことに加え、本件養育費の額は、審査請求人及び元夫の両者が合意した上で裁判所により和解調書が作成されたものと推察されるものである。

本件において、処分庁は、裁判所の養育費・婚姻費用算定表からみて元夫の送金額が養育費の標準的な額に当たるものと判断しているが、所得税基本通達に生活費等の具体的な額が示されていないことからすれば、処分庁が行った当該判断は妥当なものであり、不合理な点は認められない。

以上から、子を審査請求人の扶養親族として認めないこととした処分庁の判定は、適法かつ妥当なものであると認められる。

## (2) 児童手当との矛盾について

審査請求人は、児童手当については審査請求人を子の養育者と認めている一方で、所得控除については子を審査請求人の扶養親族として認めないとしたことについて、両制度の取扱いに矛盾がある旨主張している。

この点、児童手当法第4条第4項は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつこれと生計を同じくするものとみなす旨規定しており、両親が離婚をし、生計を同じくしない場合の児童手当の支給対象者については、所得の額の高低によ

り比較するのではなく、いずれが同居しているかで判定することとなる。

そのため、扶養親族との同居を必ずしも要件としない所得控除における扶養親族の判定と、児童手当の支給対象者の判定が、本件のように結果として異なる取扱いとなることは、やむを得ないものである。

したがって、児童手当の支給と所得控除の適用に係る審査請求人の主張には理由がない。

(3) 本件処分の税額の算定及び納税通知について

扶養親族の判定を踏まえて処分庁が行った本件処分の税額の算定及び納税通知に違法又は不当の理由となる点は認められない。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安	富	潔
委員	諫	山	明子
委員	高	岡	香